

消費税は平成26年4月から8%に。



これは 便乗値上げ かな？



03-3507-9196

平日 9:00~17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

ただし、端数処理による消費税率上昇幅(約2.85%※)を超えた値上げであっても、事業全体で適正な転嫁をしている場合は、便乗値上げに当たりません。

| 例えば… | ※商品A、Bともに税込価格 | |
|------------------|-----------------------------|------------------------|
| 商品A (85万個を販売) | 150円 → 150円 | 据置き (引上げ率=0.00%) |
| 商品B (75万個を販売) | 180円 → 190円 | 10円引上げ (引上げ率=5.56%) |
| 事業全体の 売上げ | 262.5 百万円 → 270.0 百万円 | 増加率≒2.85% |

※(108-105)/105≒2.85%

左記以外でも、商品などの特性、需給の動向やコストの変動など、種々の要因により価格が変動する場合は便乗値上げに当たりません。

ご不明な点は
「便乗値上げ情報・相談窓口」
までお電話ください。

